

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鈴木利郎
登録番号又は法人番号	12082630
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	麗澤行政書士法務事務所
事務所所在地	東京都足立区梅田3-13-8-103
処分年月日	平成31年1月29日（理事会決議日）
処分内容（種類）	廃業勧告及び7年間の会員権停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>鈴木利郎会員は、倫理研修を受けているにもかかわらず、安易に同支部会員に対する個人的な訴訟準備として、平成29年4月21日に職務上請求書を不正に使用して、区役所から会員の住民票1通（家族全員分）を取得した。</p> <p>当事者本人のみならず、世帯全員の住民票を取得しており、職務上請求書の不正使用に関しては厳しく対応している関係上、看過できない問題である。</p> <p>よって日本行政書士会連合会会則第61条の2、第62条並びに東京都行政書士会職務上請求書取扱規則第3条の使用の制限に該当し、東京都行政書士会会則第18条第1項、行政書士法第13条の違反であることは明かである。</p> <p>以上の理由により、上記処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>《参照条文》</p> <p>行政書士法第13条 （会則の遵守義務）</p> <p>第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p>